

# 日本高気圧潜水医学会専門医制度規則

## 第1章 総則

第1条 一般社団法人日本高気圧潜水医学会（以下、「本会」という。）は、高気圧医学（高気圧酸素治療及び潜水医学）の進歩発展を促し会員の質を向上させ、もって国民の福祉に貢献することを目的として専門医制度を設ける。

第2条 この制度は日本高気圧潜水医学会専門医制度と称する。

## 第2章 日本高気圧潜水医学会専門医制度の運用

第3条 本会は、日本高気圧潜水医学会専門医制度を適正、且つ円滑な運用をはかるために、認定・試験委員会を設置し、施設認定業務を担当する安全対策委員会と連携する。

第4条 認定・試験委員会は、本会の代表理事が理事会の議決を経て委嘱した若干名の委員によって構成される。

## 第3章 日本高気圧潜水医学会専門医及び高気圧酸素治療の認定施設の認定審査

第5条 本会は、日本高気圧潜水医学会専門医（以下、「専門医」という。）の認定を審査するために、認定・試験委員会の下に専門医認定小委員会を設置する。また、高気圧酸素治療の認定施設（以下、「認定施設」という。）の認定は、安全対策委員会が掌理する。

## 第4章 専門医認定申請の資格

第6条 専門医の認定を得ようとする者は、次の各項に定める資格をすべて満たさなければならない。

1. 医師免許取得後、一般社団法人日本専門医機構が定める基本領域の医学会の認定医ないし専門医であること。
2. 高気圧酸素治療と潜水医学に関して深い知識と経験を有すること。

3. 申請時において、引き続き3年以上、本会会員であること。
4. 本会の認定施設あるいはそれに準ずる施設において、細則に定める期間の高気圧酸素治療勤務歴を有すること。
5. 項目2の高気圧酸素治療と潜水医学に関して深い知識について試験を行い評価する。

## 第5章 専門医の審査及び認定

第7条 専門医の認定を得ようとする者は、細則に定める申請書類を、申請手数料とともに認定・試験委員会に提出しなければならない。

第8条 専門医認定小委員会は、毎年1回、専門医申請書類の審査及び試験に基づいて、専門医としての適否を決定し、その結果を認定・試験委員会委員長が代表理事に報告する。

第9条 代表理事は、認定・試験委員会の報告に基づき、専門医として適格と認めた者を、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

## 第6章 専門医認定の更新

第10条 専門医認定の有効期間は交付の日から5年とする。引続き専門医の認定を得ようとする者は、細則に定める専門医認定の更新手続きを行わなければならない。

第11条 認定・試験委員会は、毎年1回、専門医更新申請書を審査し、その結果を代表理事に報告する。

第12条 代表理事は、専門医認定小委員会が更新審査の結果、専門医として適格と認めた者を、理事会の議を経て認定し、新たに認定証書を交付する。

## 第7章 申請内容についての直接審査

第13条 認定・試験委員会は、必要に応じて申請書類の内容について申請者に対して直接説明を求めることができる。

## 第8章 専門医認定の喪失及び取り消し

第 14 条 専門医は次の各項の理由により、その認定を喪失する。

1. 専門医が自ら辞退したとき。
2. 本会会員の資格を喪失したとき。
3. 専門医の更新手続きが行われなかったとき。

第 15 条 専門医として不適格と認められたとき、代表理事は専門医認定小委員会、理事会及び社員総会の議を経て、専門医の認定を取り消すことができる。ただしこの場合、その専門医に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

#### 第9章 高気圧酸素治療の認定施設の資格

第 16 条 本会は、次の各項の条件を満たしており、専門医の育成にふさわしい高気圧酸素治療施設を、認定施設として認定する。

1. 当該施設の責任者は原則として本会が認定した専門医であること。
2. 本会が認定した専門技師が勤務していること。
3. 当該施設が高気圧酸素治療安全協会に加入していること。
4. 年間10症例もしくは年間50回以上の治療を実施していること

#### 第10章 高気圧酸素治療の認定施設の審査及び認定

第 17 条 高気圧酸素治療の認定施設の認定を得ようとする施設は、申請書類を安全対策委員会に提出しなければならない。

第 18 条 安全対策委員会は申請の都度、申請書類を審査してその結果を代表理事に報告する。

第 19 条 代表理事は、安全対策委員会の報告に基づき、認定施設として適格と認めた施設を、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

#### 第11章 高気圧酸素治療の認定施設の認定更新

第 20 条 高気圧酸素治療の認定施設の認定有効期間は交付の日から3年とする。引き続き認定施設の認定を得ようとする施設は、その更新の手続きを行わなければならない。

第 21 条 安全対策委員会は、毎年1回、認定施設の更新申請書類を審査し、その結果を代表理事に報告する。

第 22 条 代表理事は、安全対策委員会が認定施設として、更新を適切と認めた施設を、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

## 第12章 高気圧酸素治療の認定施設の認定喪失

第 23 条 高気圧酸素治療の認定施設は次の各項の理由によりその認定を喪失する。

1. 高気圧酸素治療の認定施設の認定を辞退したとき。
2. 第16条に定める条件に該当しなくなったとき。
3. 高気圧酸素治療の認定施設の認定を更新する手続きが行われなかったとき。

## 第 13 章 補則

第 24 条 この規則を施行するため、別に細則を定める。

第 25 条 この規則は認定・試験委員会、理事会及び社員総会の議を経て変更することができる。

第 26 条 一般社団法人 日本高気圧環境・潜水医学会と一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会との合併に伴い、下記の様に定める。

1. 一般社団法人 日本高気圧環境・潜水医学会及び一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会の各々の専門医資格はそのまま継続され日本高気圧潜水医学会専門医と改称される。
2. 一般社団法人 日本高気圧環境・潜水医学会と一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会が合併した後の初回認定更新時は、各々の旧所属学会における認定制度の必要単位等の条件で更新審査を行い、その次の更新からは本規則に定める基準で更新審査を行う。
3. 合併後に新規に専門医を申請する場合は、合併後最初から本規則に定める基準で認定審査を行う。

## 付則

この規則は、2009年4月1日から施行する。

この改定は、2014年4月1日から施行する。

この改定は、2014年9月6日から施行する。

この改定は、2016年12月20日から施行する。

この改定は、2020年11月26日から施行する。

この改定は、2024年4月1日から施行する。

# 日本高気圧潜水医学会専門医制度施行細則

## 第1章 日本高気圧潜水医学会専門医制度の施行及び運用

第1条 認定・試験委員会及び安全対策委員会は、日本高気圧潜水医学会専門医制度規則及び施行細則の運用を管理し、運用にあたって生じた疑義を処理する。

第2条 専門医認定小委員会は、日本高気圧潜水医学会専門医（以下、「専門医」という。）の認定及びその更新に関する業務を担当する。また、安全対策委員会は高気圧酸素治療の認定施設の認定及びその更新に関する業務を担当する。

## 第2章 認定・試験委員会

第3条 日本高気圧潜水医学会（以下、本会）の代表理事は、理事会の議決を経て、次の各号の委員を委嘱する。

1. 認定業務を管掌する本会の理事1名
2. 本会の会員若干名
3. その他、理事会が必要と認めた会員若干名

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続3期（6年）を超えることはできない。

第5条 認定・試験委員会の委員長は、細則第3条1に掲げる委員をもって充てる。認定・試験委員会は専門医認定と専門技師認定の二つの小委員会で構成されるが、試験実施・書類点検などの委員会内業務に関しては専門医担当委員と専門技師担当委員が共同して実施する。認定・試験委員会に副委員長を2名配し、内1名は専門医認定担当副委員長として専門医認定小委員会を担任する。専門医認定担当副委員長は専門医認定審査業務を専決事項として掌理する。専門医認定小委員会での審議結果は認定・試験委員会委員長から代表理事に報告される。認定・試験委員会委員長は、専門医担当副委員長を兼務することができる。

第 6 条 委員に欠員を生じたときは、その後任は委員長が推薦し、委員会の議を経て代表理事が委嘱する。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 条 専門医認定小委員会は専門医認定小委員会全委員の3分の2以上の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。やむを得ない理由により専門医認定小委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項に書面で票決することができる。

### 第3章 専門医認定申請資格の基準

第 8 条 専門医になろうとする者は、規則第6条に定める以外に、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

1. 高気圧酸素治療装置を有する医療施設において、2年以上の高気圧酸素治療の実地経験（実務経験）を有すること。
2. 2年間で10症例以上の高気圧酸素治療経験を有すること。
3. 本会が定める専門医研修講座を申請前の3年以内に受講していること。

### 第4章 専門医認定の申請書類

第 9 条 専門医の認定を受けようとする者は、次の各項に定める書類を認定・試験委員会に提出しなければならない。

1. 専門医認定申請書
  - 1) 履歴書
  - 2) 高気圧酸素治療勤務歴一覧
  - 3) 高気圧酸素治療勤務証明書
2. 高気圧医学に関連する業績目録（学術論文、学会発表、学会出席）
3. 指定する学会（別表1）の認定医ないし専門医認定証（写し）
4. 専門医研修講座の受講証（写し）

## 第5章 高気圧酸素治療施設における勤務歴の証明

第10条 専門医の認定を受けようとする者は、専門医申請書の高気圧酸素治療勤務歴記載事項について、勤務した施設ごとに責任者の証明を得なければならない。

## 第6章 専門医の更新

第11条 専門医認定の有効期限の満了にともない、引き続いて専門医の認定を得ようとするものは、過去5年間の会員歴及び高気圧酸素治療の診療実績又は潜水医学の指導歴があり、次に定める申請書類を資格認定が失効する2ヶ月前の月末（1月末日）までに認定・試験委員会に提出しなければならない。所定の日限までに更新手続きを行い得なかった者は専門医資格失効後1年以内に理由を付して認定・試験委員会に届け出を行い、承認を得た上で次年度に所定の認定更新の申請を行わなければならない。

### 1. 専門医認定更新申請書

- 1) 履歴書
- 2) 業績目録\*：学術論文，学会発表，学会出席
- 3) 2) の証明（写し）

\*：業績目録には、認定・試験委員会が定める別表2の配点にしたがい、日本高気圧環境・潜水医学会学術総会（もしくは日本高気圧潜水医学会学術総会）出席1回以上及び地方会（あるいは専門医研修講座）出席1回以上、又は日本高気圧環境・潜水医学会学術総会（もしくは日本高気圧潜水医学会学術総会）出席2回以上を含め、総合計30単位以上を取得していなければならない。

やむを得ない理由なく所定の期間に生涯教育単位を取得できなかった者は、認定・試験委員会に届け出るこ  
とにより認定更新の期限を1年間に限り延長できる。

## 第7章 専門医の申請と審査料

第12条 申請者は毎年、認定・試験委員会が定めた月日までに、申請書類を提出しなければならない。

第13条 申請手数料は次の通りである。

専門医審査手数料 20,000円

専門医更新手数料 20,000 円

第 14 条 既納の審査手数料ないし更新手数料は返納しない。

## 第 8 章 登録料

第 15 条 専門医認定証書の交付を受ける者は、登録料として 30,000 円を納入しなければならない。

第 16 条 既納の登録料は返却しない。

## 第 9 章 例外措置

第 17 条 認定・試験委員会は、規則第 10 条にかかわらず、疾病療養・国内外留学・介護・産休・育休、などの理由により認定期限前までに予め更新手続をとれなかった者については、3 年間を限度として認定更新の期限を延長することができる。

## 第 10 章 補則

第 18 条 細則第 11 条にいう業績にかかわる単位数は、別表 2 に定める配点にしたがうものとする。

### 付則

この細則は、2016 年 12 月 20 日から施行する。

この細則は、2017 年 11 月 10 日から施行する。

この細則は、2018 年 11 月 29 日から施行する。

この細則は、2020 年 11 月 26 日から施行する。

この細則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 日本高気圧潜水医学会が定める関連学会

- ① 一般社団法人日本専門医機構が定める基本領域の医学会
- ② 全国レベルの学会（地方会を含む）及び外国での高気圧医学に関する学会

別表2 更新に必要な単位数に関する配点法

区分	学会と学術誌の種別	単位数	
		筆頭者	筆頭者以外
学術論文	日本高気圧潜水医学会雑誌に掲載された論文など	8単位	2単位
	日本高気圧潜水医学会雑誌に掲載された短報など	4単位	1単位
	日本高気圧潜水医学会が認める学術誌に掲載された論文など <sup>注1</sup>	4単位	1単位
学術集会発表	日本高気圧潜水医学会学術総会	8単位 <sup>注2</sup>	2単位
	日本高気圧潜水医学会地方会	4単位	1単位
	日本高気圧潜水医学会が別に定める学術集会 <sup>注1</sup>	4単位	1単位
学術集会出席	日本高気圧潜水医学会学術総会	16単位 <sup>注2</sup>	
	日本高気圧潜水医学会地方会	8単位	
	日本高気圧潜水医学会専門医研修講座	8単位	
	日本高気圧潜水医学会教育集会	16単位 (基礎編8単位・臨床編8単位)	
	高気圧酸素治療安全協会教育セミナー	4単位	
	日本高気圧潜水医学会が別に定める学術集会 <sup>注1</sup>	2単位	

注1 高気圧医学に関するものに限る。

注2 筆頭者のプロシーディングについては学術総会参加を証明するものとして扱い、当該年度の学術総会参加証提出は不要であり、その場合認定単位数は24単位となる。